

議案第 8 2 号

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 24 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

個人情報の保護に関しては、市及び市の職員、事業者並びに市民がそれぞれの立場でその重要性を認識して、協力し合うことによって真の実行性のある制度となることから、既に事業者に対しては責務として規定されている個人情報の保護に関する本市の施策への協力の規定を市民に対しても同様に規定するため、また引用する法律の名称変更に伴う改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人情報保護条例(平成12年羽曳野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条中「ものとする」を「とともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない」に改める。

第13条第2項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市個人情報条例 新旧対照表

新	旧
<p>(市民の責務)</p> <p>第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、<u>個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。</u></p> <p>第 6 条～第 12 条 省略</p> <p>(職員等の義務)</p> <p>第 13 条 1 省略</p> <p>2 実施機関へ派遣された派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、実施機関の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努める<u>ものとする。</u></p> <p>第 6 条～第 12 条 省略</p> <p>(職員等の義務)</p> <p>第 13 条 1 省略</p> <p>2 実施機関へ派遣された派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下「派遣労働者」という。)又は派遣労働者であった者は、実施機関の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>以下省略</p>